

令和3年9月9日

保護者様

津市教育委員会

「緊急事態宣言」延長に伴う健康管理の徹底等について（お願い）

新型コロナウイルス感染症対策に各ご家庭においてご対応いただき、ありがとうございます。

本県における「緊急事態宣言」が延長された場合、9月13日（月）以降の対応について下記のとおりといたします。（宣言が解除された場合は、あらためてご連絡いたします）

なお、登校が不安で欠席される場合は、学校へご連絡いただき、自宅学習を行ってください。その場合、欠席として取り扱うことはありません。また、給食を食べることが不安で食べずに下校される場合は、お申し出ください。

記

- 1 必ず毎朝、お子様及び同居の家族等の検温と健康状態の確認を実施してください。（健康観察カード等に記入し、学校に提出）
- 2 お子様または同居の家族等に発熱や倦怠感、のどの違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、お子様は必ず自宅で休養してください。
- 3 お子様が新型コロナウイルスの検査を受ける場合や濃厚接触者等となり、保健所等により自宅待機の指示を受けた場合は、必ず学校に連絡をいただき、指定された期日まで自宅待機をしてください。
- 4 同居の家族等が新型コロナウイルスの検査を受ける場合は必ず学校・園に連絡をいただき、検査の結果が出るまで、お子様は自宅待機をしてください。
- 5 同居の家族等が濃厚接触者となった場合も、必ず学校に連絡をいただき、同居の家族が自宅待機の期間は、お子様も自宅待機をしてください。
- 6 お子様や同居の家族等が新型コロナウイルスの検査で陽性となった場合は、必ず学校にご連絡ください。
- 7 9月13日（月）から9月24日（金）までの間、引き続き、午前中授業（給食後下校）とし、午後からはタブレット端末等を活用した自宅学習とします。自宅にインターネット環境がない場合や放課後児童クラブを利用している場合等は、一定の時間まで学校でタブレット端末等を活用した学習を行います。
- 8 部活動については、三重県に「緊急事態宣言」が発令されている期間は活動を中止する。
- 9 9月27日（月）以降の対応についてはあらためてお知らせします。

今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策につきましては、万全を期してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

（ 事務担当 教育研究支援課
生徒指導・保健担当 ）